

**武蔵野市第六期長期計画（平成32（2020）年度～41  
（2029）年度）**

**討議要綱（素案）**

平成31（2019）年 2月

武蔵野市第六期長期計画策定委員会

# 目次

※ページを入れる予定

## 1 武蔵野市における長期計画について

- (1)これまでのあゆみ
- (2)長期計画の役割と位置付け
- (3)計画期間と計画のローリングについて
- (4)策定の流れについて
- (5)討議要綱について

## 2 基本的な考え方

- (1)計画に基づく市政運営
- (2)情報共有の原則
- (3)市民参加の原則
- (4)協働の原則

## 3 これまでの実績と評価

- (1)第五期長期計画(平成 24(2012)年度～)の実績と評価
- (2)第五期長期計画・調整計画(平成 28(2016)年度～)の実績と評価

## 4 市政を取り巻く状況について

- (1)社会経済情勢等の変化
- (2)人口推計について
- (3)財政見通しについて

## 5 第六期長期計画における基本目標等について

- (1)第六期長期計画において目指すべき姿
- (2)基本目標について
- (3)基本課題について

## 6 分野別の課題

- (1)健康・福祉
- (2)子ども・教育
- (3)文化・市民生活
- (4)緑・環境
- (5)都市基盤
- (6)行・財政

**【参考資料】**

- 1 各分野における個別計画
- 2 武蔵野市長期計画市民会議
- 3 無作為抽出ワークショップ
- 4 中高生世代広場
- 5 市民意識調査

**【別冊資料】**

- 1 「第五期長期計画」の実績と評価（まちづくりの目標）
  - (1)自治と連携によるまちづくり
  - (2)支え合いをつむぐまちづくり
  - (3)平和で美しいまちづくり
  - (4)環境と共生するまちづくり
  
- 2 「第五期長期計画・調整計画」の実績と評価
  - I 健康・福祉
  - II 子ども・教育
  - III 文化・市民生活
  - IV 緑・環境
  - V 都市基盤
  - VI 行・財政

# 1 武蔵野市における長期計画について

## (1)これまでのあゆみ

武蔵野市は、昭和 46(1971)年の最初の「基本構想・長期計画」から、市民参加・議員参加・職員による計画策定に取り組み、これまで約半世紀にわたり、「市民自治」を原則として、長期計画に基づく計画的な市政運営を推進してきた。

その間、公共施設や下水道などの市民生活の基盤が計画的に整備されるとともに、福祉や教育など各分野で市民と行政の協働による施策が展開され、行政だけでなく幅広い市民の参加・協働の取り組みによって、市民生活全般の水準が着実に高まってきたと言える。

市民が主体となって自らの住むまちを築き運営していくという「市民自治」の考え方は、本市の市政運営の最も重要な原理として今なお引き継がれている。4年ごとに改定される長期計画に限らず、より専門的・具体的な個別分野の計画策定や、様々な市政課題の解決においても、パブリックコメント(意見聴取)や意見交換会の実施、委員会・審議会への市民委員の公募など、幅広く市民の参加や意見を求めることが、市政運営の一般的なスタイルとなっている。

第六期の長期計画策定にあたっては、武蔵野市長期計画条例に基づき、これまでの策定方式を継承し、多くの個別分野の計画との整合を取りながら、より多様で広範な市民参加によって策定を進めていく。

## (2)長期計画の役割と位置付け

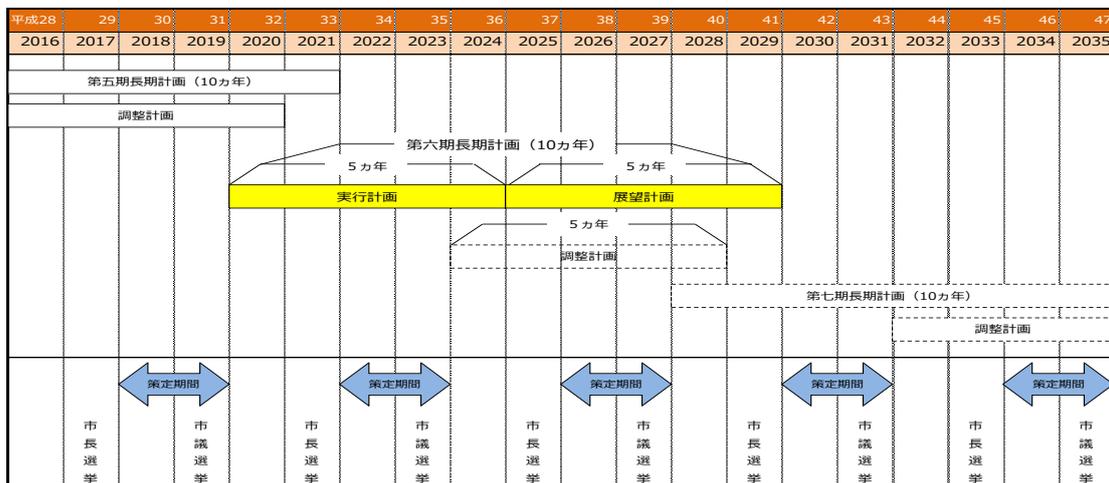
長期計画は、市の長期計画条例に基づき、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進するために定める市の最も重要な計画である。

現在、市には健康福祉総合計画、子どもプラン、都市計画マスタープランをはじめとする約 60 の個別計画があるが、長期計画はその最上位に位置し、分野を超えた総合的な視点により策定される。また、長期計画は財政の見通しを踏まえて、市政運営の基本理念や計画期間中に実施すべき政策を定めたものであり、市の政策は、原則としてすべて長期計画に基づき実施される。

## (3)計画期間と計画のローリングについて

長期計画は、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画とする1期 10 年を計画期間としている。また、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たに調整計画を策定することとしている。

現在は、平成 28(2016)～32(2020)年度の5カ年を計画期間とする第五期長期計画・調整計画に基づき市政運営を行っており、円滑な市政運営のために平成 32(2020)年度の1年間を重複させて策定する予定である。



#### (4) 策定の流れについて

昨年5～8月に、「武蔵野市中高生世代広場(以下「中高生向けワークショップ」という。)」及び「無作為抽出市民ワークショップ」を開催し、本討議要綱の基となる市民意見を広く求めた。6月に武蔵野市第六期長期計画市民会議(以下「市民会議」という。)が設置されるとともに、7月末には、市内在住の有識者、市民会議より選出された市民及び副市長からなる武蔵野市第六期長期計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)が設置された。策定委員会では、各種計画や報告書等を参考に、議論が必要と思われる課題・論点について「討議要綱」としてまとめた。今後、この討議要綱をもと

に、広く意見を求めたうえで、「長期計画案」を作成し、本年6月頃公表することを予定している。その「長期計画案」について改めて広く意見を求めたのち、本年秋には、第六期長期計画策定委員会案を市長に答申する予定である。

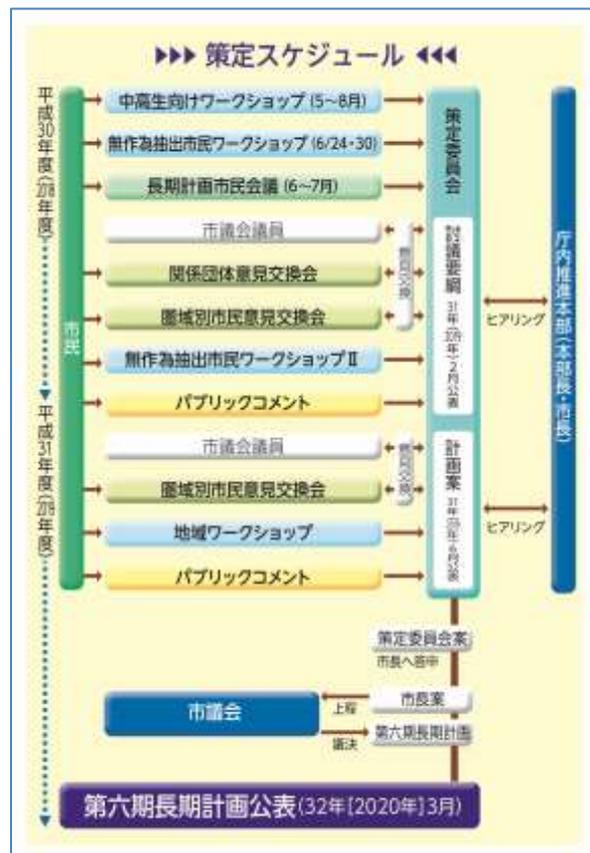
市長は答申された策定委員会案を踏まえ、市長案を市議会に上程するが、その際、市民参加で作成した策定委員会案を最大限尊重することを表明している。市議会での議決を経て、平成32(2020)年3月に第六期長期計画が公表される予定である。

#### (5) 討議要綱とは

この討議要綱は、「第六期長期計画」を作成するための「たたき台」として、市民・議員・市職員が特に議論すべきと思われる課題・論点についてまとめたものである。討議要綱作成にあたっては、「市民会議」、「中高生向けワークショップ」及び「無作為抽出市民ワークショップ」からの報告書、第六期長期計画の論点等に関する職員アンケート、庁内ヒアリング、地域生活環境指標、人口推計調査並びに市民意識調査等の各種調査報告書、これまでに本市が策定した各個別計画及び事業実施状況報告書などを参考にし、関係施設の視察も含め計7回にわたる策定委員会での議論を経て作成した。この討議要綱をもとに、さまざまな手法により市民や関係者との意見交換を行い、広く意見を求める。

なお、本計画に係る市民の意見は常時受け付けている。策定委員会宛の意見を、事務局である市総合政策部企画調整課宛に、郵送・

メールなど、表紙に記載の方法でお届けいただきたい。



## 2 基本的な考え方

昭和 46(1971)年に策定した第一期基本構想・長期計画において、「市民自治」を計画の原理として以来、これを武蔵野市の市政運営の基本原則として位置付け、現在に至るまで継承している。長期計画は10年間を計画期間とするものだが、さらに長い年月をかけて積み上げてきた市民自治の伝統を、本計画においても継承していくことを市民とともに確認し、これをさらに発展させていくための4つの原則を掲げ、本計画における基本的な考え方とする。なお、この原則は、現在制定に向けて検討を進めている自治基本条例(仮称)の骨子の中で掲げている、武蔵野市における自治の基本原則を基にしている。

### (1) 計画に基づく市政運営

長期計画を始めとして、市の主要な計画の策定においては、市民意見を反映させ、多くの関係者の合意により、強い規範性をもつ計画を策定し、これに基づき市の将来を見通した計画的な市政運営を行うことを原則とする。

また、長期計画においては、各分野においてさまざまな関係者の参加により策定された個別計画との整合性を確保しつつ、市政全体を俯瞰したうえで、総合的な見地から、市政の向かう大きな方向性と、優先化・重点化すべき政策を明らかにすることとする。

### (2) 情報共有の原則

市民自治の重要な要素である市民参加は、正しい情報が適切に市民に伝わって初めて為し得るものであり、市民参加の前提となるのが市民との情報共有・市民への情報提供である。行政の公正と透明性を確保し、市政への市民参加を推進していくために、市政情報の積極的な情報共有を推進していくことを原則とする。

### (3) 市民参加の原則

本計画の策定過程においても、無作為抽出ワークショップや長期計画市民会議、中高生ワークショップなど、多様な市民参加によりさまざまな意見を反映しながら策定を行っている。今後、自治基本条例(仮称)の中でも、市民が市政に参加する権利を保障し、参加の機会を整備していくことを規定していく予定であり、市政全般にわたって、市民自治の原点とも言える市民参加を推進していくことを原則とする。

### (4) 協働の原則

多様化する公共的な課題への対応には、画一的な従来の行政サービスだけでは十分に対応することができないことも多くなっている。市民・NPO・企業など多様な主体と行政が、課題意識とまちを良くしていこうという意識を共有し、対等の立場で各々の強みを活かしながら協働をしていくことが、豊かな地域社会の創造へとつながっていく。今後の市政運営においては、市民自治のさらなる発展へとつながる協働の取り組みを推進していくことを原則とする。

### 3 これまでの実績と評価

#### (1) 第五期長期計画(平成 24(2012)年度～)の実績と評価

第五期長期計画は、「まちづくりの目標」として「自治と連携によるまちづくり」、「支え合いをつむぐまちづくり」、「平和で美しいまちづくり」、「環境と共生するまちづくり」の4点を掲げ、平成 24(年度からスタートした。

主な施策として、①市民自治のさらなる推進に向けた自治基本条例(仮称)の骨子の具体的な検討、②福祉や子育て、防災など各分野で地域での連携による共助を育む取り組みの一層の充実、③武蔵野プレイスの充実や武蔵野ふるさと歴史館の開館を初めとする文化・スポーツ・交流などの取り組みの活発化、④武蔵境駅周辺整備や吉祥寺駅の南北自由通路整備など3駅周辺のまちづくりの進展、⑤市民参加での議論に基づく新クリーンセンターの建設や緑・下水・エネルギー・資源などの総合的な「スマートシティ」を目指す取り組み、などが成果として挙げられる。

また、新クリーンセンター建設など大規模事業の投資的経費や社会保障費などの増にも関わらず、市税の増や事務事業見直しなどによって健全な財政を維持し続けている点は、評価すべきである。

第五期長期計画の期間は、全国的な人口減少基調が今後も続くことが明白となり、雇用・産業など様々な面で社会構造の変化への課題認識が広まってきた。本市の人口については当面は微増傾向であると推計しているものの、持続可能で活力ある自治体であり続けるための一層の創意工夫が求められる。

#### (2) 第五期長期計画・調整計画(平成 28(2016)年度～)の実績と評価

市政運営への市民参加については、多様な市民の参加を促すための様々な手法のあり方

を追求してきた。また自治基本条例(仮称)の骨子案を作成し、さらなる市民自治の推進に向けた検討が進んだ。

新クリーンセンターの建設及び周辺のエネルギー需給最適化、いきいきサロン事業の実施、共助による子育てひろば事業の拡充などは、この間の市政における特筆すべき成果といえる。このほか、むさしの創業サポートネットによる創業支援の実施、公共施設等総合管理計画の策定などについても評価されるべきである。

一方、福祉人材の確保と育成について、平成 30(2018)年度に地域包括ケア人材育成センターが開設されるが、今後は当センターを軸に多様な取組みが期待される。保育園待機児童解消については定員拡大を行っているところであるが、さらに取組みを進める必要がある。また、小・中学校を一貫した教育課程等の検討については、平成 29(2017)年度に設置した武蔵野市小中一貫教育検討委員会及び平成 30(2018)年度に設置した武蔵野市小中一貫教育あり方懇談会による答申を踏まえて、引き続き本市の学校教育に求められる目的、目標の達成を目指す必要がある。学校施設の改築については、平成 29(2017)年2月に武蔵野市学校施設整備基本計画の中間のまとめを公表しパブリックコメントを行ったところであるが、今後は計画を策定し、計画的、合理的に進める必要がある。環境啓発施設「エコプラザ(仮称)」については、これまで施設のあり方について検討を進めてきたところであるが、今後は環境啓発のあり方や情報発信等について検討を進めていく必要がある。武蔵野公会堂をはじめとした三駅周辺の文化施設の配置については、平成 30(2018)年度に策定の文化振興基本方針(仮称)に基づいて、検討していく必要がある。

## 4 市政を取り巻く状況について

### (1) 社会経済情勢等の変化

変化の激しい現代社会において、市政の方向性を見定めるためには、市政を取り巻く社会経済情勢等の変化の状況を踏まえ、本市における地域課題や市民ニーズに的確に対応していく必要がある。本計画の策定にあたり、考慮すべきおもな動向を以下に挙げる。

◆ 少子高齢化

◆ 人生 100 年時代

◆ 労働力不足

◆ 働き方改革

◆ ICT技術の進展、AI・RPAの実用化

◆ 幼児教育無償化

◆ 地球環境問題の深刻化、災害被害の甚大化

◆ 行政への信頼感の崩壊、コンプライアンス

◆ 外国人の増加、外国人労働者受け入れ制度の拡大

◆ 公共施設の老朽化

◆ 消費税増税

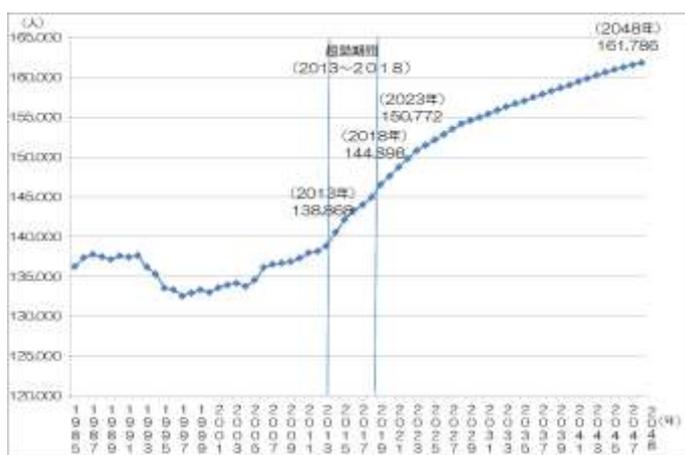
### (2) 人口推計

本市の総人口は直近5年間で約6千人増加しており、現在約 14 万6千人となっている。平成 30(2018)年に本市で実施した人口推計によると、直近の増加傾向を踏まえて、5年後の平成 35(2023)年には 15 万人を突破し、平成 60(2048)年には約 16 万 2 千人になると推計されている。

日本人人口は、現在の約 14 万2千人から、平成 60(2048)年には約 15 万7千人になると推計されている。

外国人人口は、現在の約3千人から、平成 60(2048)年には約4千5百人になると推計されている。

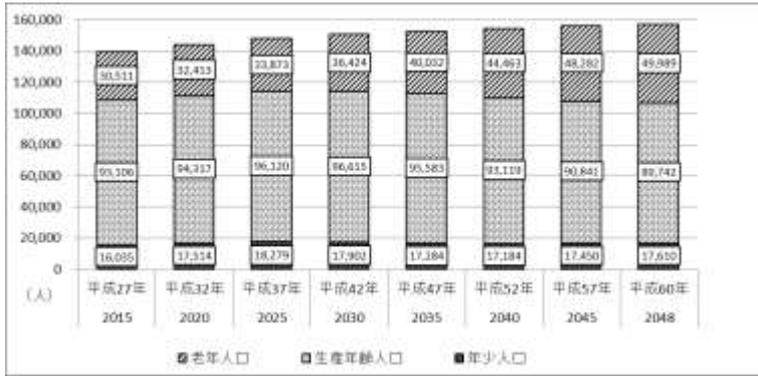
■ 将来人口(総人口)



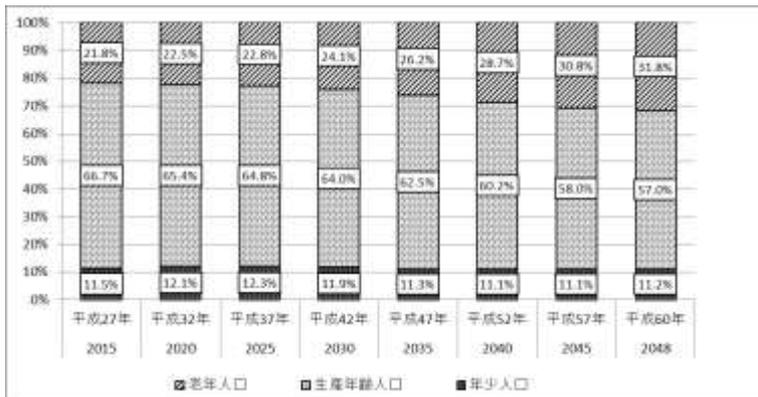
日本人人口の内訳を年齢3区分人口で見ると、老年人口は増加傾向が続き、平成 27(2015)年に 21.8%の老年人口比率(高齢化率)は、平成 60(2048)年には 31.8%に達し、特に後期高齢者の割合が増加することが見込まれる。一方、年少人口は、平成 27(2015)年

の 11.5%から、増減を経て、平成 60(2048)年には 11.2%になると見込まれる。また生産年齢人口は、増減を経ながらも期間全体を通じては減少傾向にあり、平成 27(2015)年の 66.7%から、平成 60(2048)年には 57.0%まで低下すると見込まれる。

■将来年齢3区分人口（日本人人口）



■将来年齢3区分人口比率（日本人人口）

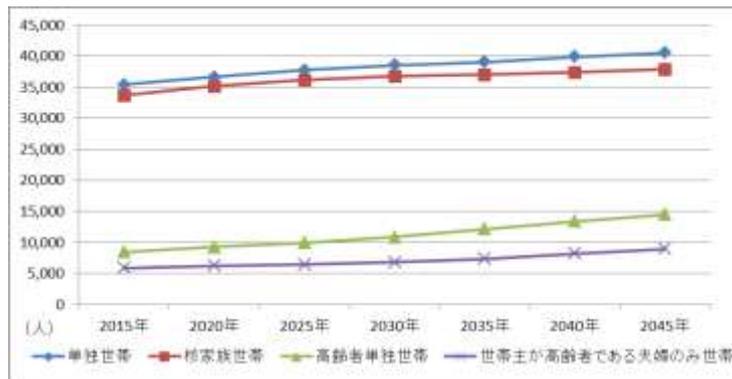


参考）平成 60(2048)年の全国値：老年人口 37.4%、生産年齢人口 52.0%、年少人口 10.6%(国立社会保障人口問題研究所における平成 29(2017)年推計)

世帯については、単独世帯は今後も数は増加するものの比率は横ばいで推移する。核家族世帯は、数は増加するものの比率は低下傾向となる。

一方、高齢者単独世帯及び世帯主が高齢者である夫婦のみ世帯の数は、継続して増加を続けると見込まれる。

■家族類型別世帯数の将来見通し



今回の人口推計では、全国的には人口減少が始まっている中で、本市においては直近5年間の人口増を反映して今後 30 年間は人口が減らないという予測が出ている。本市においては若年層の世代が多く転入し、その後も市内に留まっている状況がみられ、このことが

人口増につながっていると考えられる。

この傾向が今後も維持されることで、老年人口が増加する中でも、生産年齢人口の割合が全国と比較して高い状況を維持できるということが今回の人口推計から示唆される。

### (3) 財政状況

#### 1) 日本経済の動向と国の財政

平成 30(2018)年6月の経済財政運営と改革の基本方針 2018 では、「日本経済は経済政策の推進により改善し、景気回復は緩やかではあるが長期間にわたって継続している。こうした中、国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も改善し、人口減少下にあっても就業者数は増加している。また、企業の人手不足感が強まり賃金の上昇が続いている」とされている。

しかし、海外経済や米中通商摩擦の動向が不透明であり、今後の展開次第では景気の下押しリスクとなっていくことは否定できない。

このような経済状況の中、国の財政の状況は、消費税率の引上げや景気回復の継続に伴い歳入が増加しており、基礎的財政収支は赤字幅が縮小する見込みとなっているが、黒字化には遠く及ばない状況である。また、国の借金である国債の残高は平成 30(2018)年度末に 882.8 兆円に達すると見込まれ、主要先進国の中でも最悪の水準にあり、財政健全化に向けた取り組みが必要とされている。

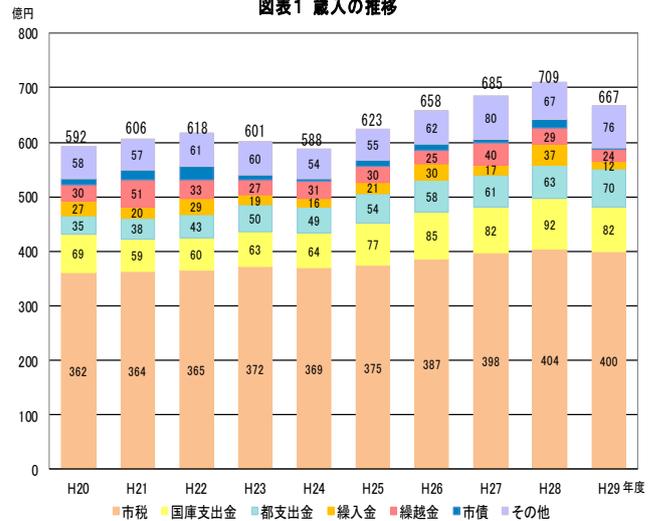
中長期的には、人口減少・少子高齢化の進展により、働く世代の減少が見込まれ、生産活動の停滞や消費の縮小につながり、経済規模が縮小する可能性がある。加えて、拡大が続く社会保障制度をどのように維持していくかは大きな社会経済の問題となる。

#### 2) 武蔵野市の財政の状況と課題

武蔵野市は、市民の担税力に支えられ、健全な財政を維持しており、財政力指数は平成 29(2017)年度において、1.511(3か年平均)となっている。過去 10 年間では、当初予算は、武蔵野クリーンセンター建設事業があった平成 28 年度を除き、500 億円台後半から 600 億円後半の間で推移している(図表1)。市税は、360 億円台から堅調に伸び、平成 28 年度には 400 億円台となった(図表2)。今後の人口の推計を考慮すると 400 億円を少し上回るところで推移すると見込

んでいる。

図表1 歳入の推移

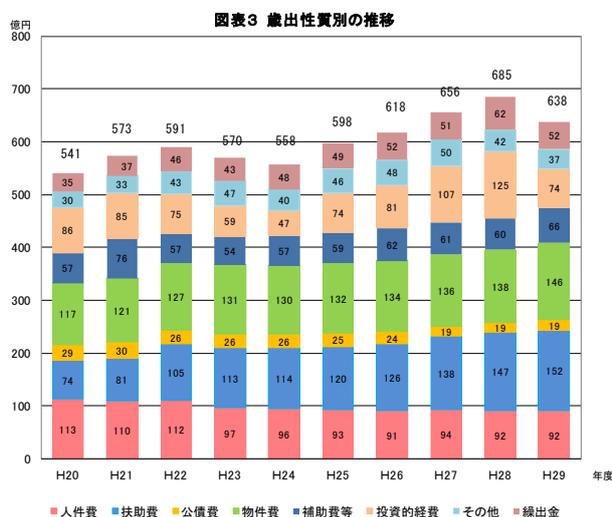


図表2 市税収入の推移

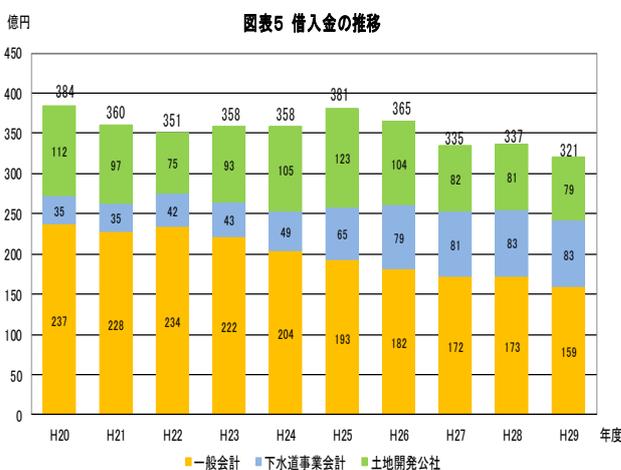
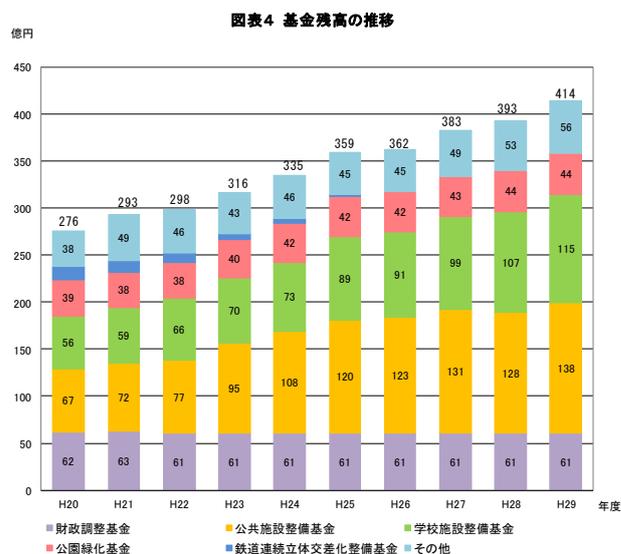


歳出では、義務的経費と呼ばれる人件費、扶助費、公債費が平成 20 年度決算では 216 億円だったが、平成 29 年度には 263 億円となり、10 年間で 47 億円の増となっている(図表3)。このうち、人件費は、定数適正化計画の実施による職員数の減や給与改定、各種手当の見直しなどにより、10 年間で 21 億円減少しており、公債費についても市債抑制に努めたことから、10 億円の減となっている。一方、扶助費は高齢化の進行、障害者自立支援法の施行・充実、保育サービスの充実等により 78 億円もの増となっている。今後も独居高齢者の増加や子育て支援施策の需要の増加などが予想され、扶助費の増加が見込まれる。

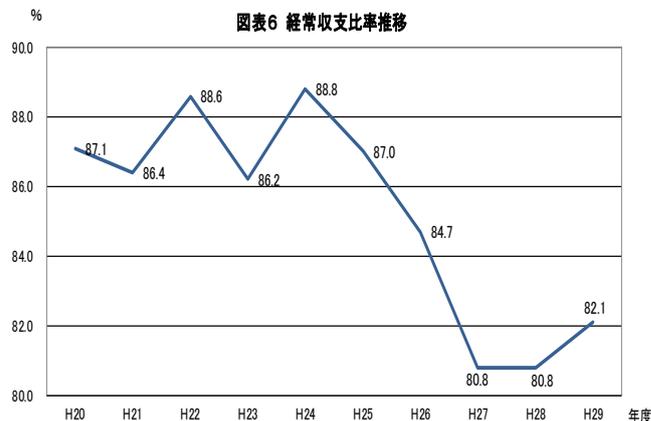
物件費は、継続的な事務事業見直し等により経費節減に努めたものの、消費税率の改正や外部委託化を進めたことで、10年間で14.3%、29億円の増となっている。平成31(2019)年10月の消費税率の改正などを考慮すると、今後もこの傾向は続く可能性がある(図表3)。



投資的経費は、平成19(2007)年度から平成22(2010)年度にかけて実施した武蔵野プレイス建設事業、平成26(2014)年度からの武蔵野クリーンセンター建設事業など大規模な建設事業の際に増額となっている。今後、本計画期間である平成32(2020)年度以降は、学校施設をはじめ老朽化した公共施設が順次更新の時期を迎えるため、建替に多額な費用が必要となることが想定される。基金については、平成29(2017)年度末には一般会計で414億円となっており、平成20(2008)年度と比べ138億円の増加となっている(図表4)。借入金については、平成29(2017)年度末で、一般会計、下水道事業会計、土地開発公社あわせて、321億円で、平成20(2008)年度に比べ63億円減少している(図表5)。



市の財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、平成20(2008)年度以降、おおむね80%台で推移している(図表6)。平成24(2012)年度以降、減少傾向にあったが、平成29(2017)年度は物件費の増等により、1.3ポイント増の82.1%となった。今後の財政需要を踏まえれば、低下は難しい状況である。



### 3) 財政見通し

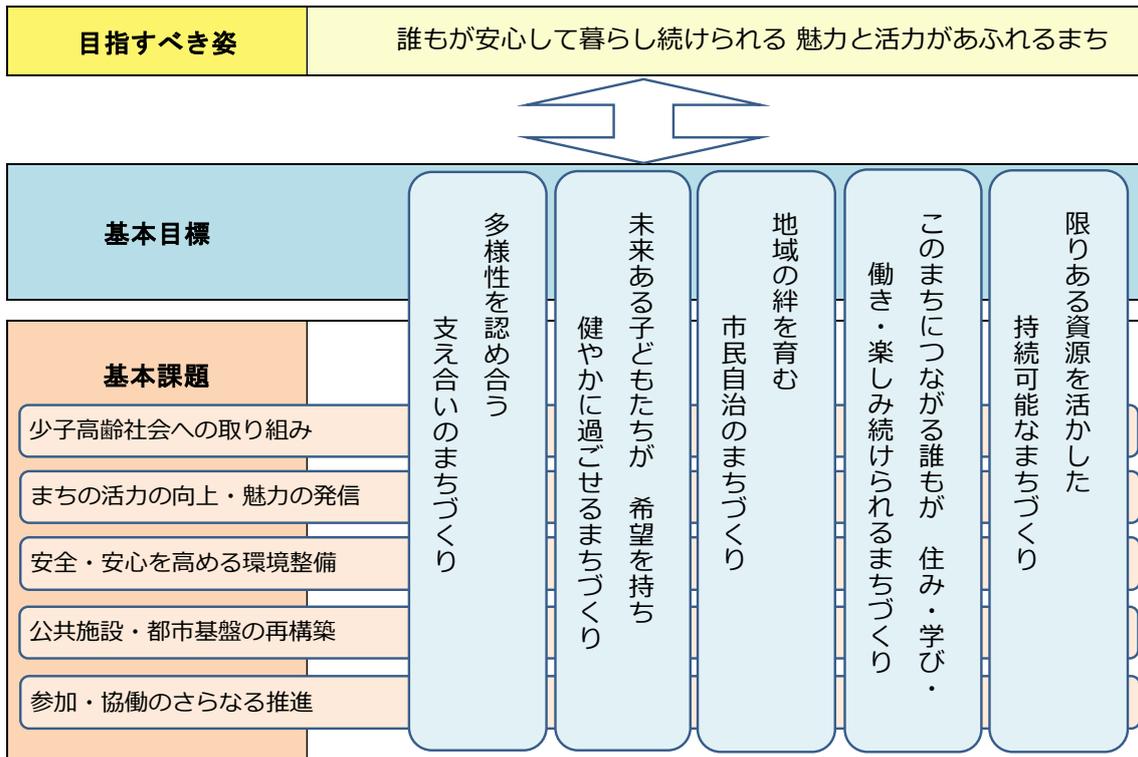
歳入では、その6割を占める市税は、前回の計画策定時より人口が増加しているため個人市民税が増となり、固定資産税も地価の上昇等の影響により増が見込まれる。一方、法人市民税は、税制改正により減額が見込まれる。また、個人市民税の減となるふるさと納税には注視する必要がある。こうした状況を踏まえ、市税全体では今後5年間は微増で推移することを見込んでいる。歳出では、子育て支援、障害者や高齢者への福祉施策に要する経費は、引き続き増加が見込まれるほか、今後、学校施設の更新や公共施設の老朽化への対応等による投資的経費が必要とされる。

中長期の財政見通しとしては、平成30(2018)年度に実施した将来人口推計により、老年人口は増加傾向が続き、生産年齢人口は一旦増加した後、前回推計よりは緩やかに減少していくことが推計されていることから、市税収入は当面は微増から、横ばいとなるが、長期的には微減していくと想定している。また、将来人口推計で示された人口構成の変化から、社会保障関係費をはじめとする経常的な経費の増加が続くことが想定される。さらに、老朽化する公共施設や都市インフラの更新や大規模改修が平成30年代中盤以降に本格化する。

こうした状況を踏まえ、必要な行政サービスを着実に実施していくため、健全財政を維持し、持続可能な財政運営を図っていく。

## 5 第六期長期計画における基本目標等について

第六期長期計画における目指すべき姿と、それを実現するための基本目標及び前提となる基本課題について、それぞれの関係のイメージを下図に示す。5つの基本課題は、市政全般にかかると分野横断的な課題として抽出したもので、5つの基本目標に対して横串の関係となり、それぞれが相互に関連する課題である。



### (1) 第六期長期計画における目指すべき姿について

誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち

### (2) 基本目標について

#### 1) 多様性を認め合う 支え合いのまちづくり

市民生活のあらゆる場面で、生き方や価値観の多様化が進んでいる。さまざまな違いを超えお互いに理解し合うことにより、人と人とのつながりが育まれ、このつながりが基礎となり、地域での見守りや支え合いへと広がっていく。誰もが安心して住み続けられるよう、多様性を認め合う、支え合いのまちづくりを推進する。

## 2)未来ある子どもたちが 希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

子育てしやすいまちは住みやすいまち。子どもの存在自体が、まちにとっても市民にとっても未来であり、人と人とのつながりの基であり、元気や力の源となる。子育て支援は社会全体にとって将来への投資であるとの認識を市民全体で共有し、地域全体で子育てを見守り、支援していくことで、子どもを安心して産み育てられ、未来ある子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくりを推進する。

## 3)地域の絆を育む 市民自治のまちづくり

市民が主体的に行うさまざまな活動が地域づくりと結びつき、多様な主体との連携や協働を重ねることで市民自治が育まれる。そして、この市民自治を通じた人と人との結びつきが、周りの市民の意識にも影響を与え、さらに地域の絆が育まれるという好循環のまちづくりを推進する。

## 4)このまちにつながる誰もが 住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり

武蔵野市が将来にわたって「住みたいまち」であり、さらに「住んでよかったまち」となれるよう、市民がそれぞれの価値観に合った生き方を実現できるための総合的な施策を充実させるとともに、武蔵野市の持つ多様な魅力や価値を内外で共有していくことにより、まちの活力を向上させ、このまちにつながる誰もが、住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくりを推進する。

## 5)限りある資源を活かした 持続可能なまちづくり

人口減少・少子高齢化の進展や地球環境問題の深刻化など、将来に向けての不安を抱える中、将来世代に負担を強いることなく、持続可能な魅力あふれるまちとして、責任をもって継承していくことが、今を生きる我々の責務である。未来に向けての積極的な投資を行えるよう、健全な財政を堅持するための最大限の工夫と努力をしながら、環境、福祉、経済、文化等、多様な側面から、限りある資源を活かした、持続可能なまちづくりを推進する。

### (3) 基本課題について

#### A 少子高齢社会への取り組み

**今後さらに少子高齢社会が進展していく。まちの持続性を確保するために、子育て環境の更なる充実を進めるとともに、不足する公共サービスの担い手の発掘と育成を促進し、まちぐるみの支え合いの取り組みを進めていく必要がある。**

全国的にはすでに人口減少が始まっており、速いスピードで人口の少子化・高齢化が進行している。少子高齢社会においては、労働者人口の大幅な減少、国内市場の縮小による景気悪化、社会保障制度の持続困難など、国全体の健全な維持を揺るがすような大きな課題が突きつけられている。

本市においては、地方から東京圏への人口流入もあり、直近でも人口増が続いている状況である。人口推計においてもまだ当面は人口が伸びていくことが予測されているが、世代間の割合は明らかに変化していくことが見込まれ、65歳以上の老年人口の割合は、平成27(2015)年に21.8%だったものが、平成60(2048)年には31.8%まで上昇し、これに伴って15～64歳の生産年齢人口の割合が相対的に減少することが見込まれている。

まちの持続性を確保するためには、世代間のバランスを保ち、子どもを産み育てる世代がさらに増えていくことが肝要であり、妊娠期からの切れ目の無い支援、保育の質の確保、予測困難な時代を生き抜いていくための資質を育む教育の展開など、子育て環境の更なる充実を進める必要がある。

高齢化の度合いが増していくことで、介護職や子育てなどを始めとした様々な公共的サービスの担い手が不足していく。お年寄りが寝たきりになることを回避し、市民一人ひとりの健康寿命を延ばす取り組みを進めるとともに、元気

な高齢者や経験・資格を持つ人材などがサービスの担い手として再び地域で活躍できるよう、担い手の発掘と育成を促進するための仕組みと体制を整備していく必要がある。

このような地域人材の活躍によるまちぐるみの支え合いの取り組みがさらに広がっていくためには、支える側も自分がいつ支えられる側に回るかもしれない、という意識を持ち、一人ひとりの市民がお互いの多様性をいかに認め合い、理解し合えるかが重要となる。生活パターンの違いや障害の有無、国籍や性的指向などの違いを超え、多様性を尊重し合い、これを地域の活力としていくことで支え合いのまちづくりの実現を目指す。

少子高齢社会への対応は社会全体の問題だが、市民一人一人ができることを少しずつでも行動に移し、支え合いによる地域づくりを通じて、地域の未来をより良くするための取り組みにつなげていく。

#### B まちの活力の向上・魅力の発信

**全国的には人口減少社会に入っている中、本市においては近年人口の増が続いている。今後も選ばれ、住み続けられるまちでいられるよう、これまでに培ってきた市の魅力を守り発信していくとともに、新たな魅力の創出を図り、まちの活力を向上させていく必要がある。**

我が国は世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えており、今後衰退が予測される地方の人口減少に歯止めをかけ、東京への人口一極集中を是正しながら日本全体の活力を上げることを目的とした「地方創生」の取り組みが国の主導により全国で展開されている。

全国的には人口減少が始まっている中、本市においては直近の人口増を踏まえて、今後も人口の伸びは続いていくと推計している。本市では、これまで積極的な人口増加のための政策を行わず、緑や町並みを大切にした良好

な住環境を守ってきたが、このことが現在の本市の評価に繋がっていることを十分に認識したうえで、この方向性は堅持しつつ、推計に現れている人口増加については、本市の持続的な発展のために許容し、今後もこれまで以上に魅力あるまちづくりを行っていく。

昭和 48(1973)年に制定された「武蔵野市民緑の憲章」の理念を継承し、本市における象徴的な魅力の一つとなっている緑をより一層大切にしていくことや、本市において長年にわたって育まれてきた市民文化・都市文化を、芸術文化の振興によりさらにまちの魅力として高めていくなど、これまでに培ってきた市の魅力をさらに向上させていく。

また、「住みたいまち」としてたびたび上位にランクされる吉祥寺、多くのコンテンツ関連事業者が存在する中央地区、有名アニメーションの聖地となっている武蔵境など、さらなる賑わいのポテンシャルを持つ本市において、良好な住環境になじむコンテンツ産業や地域性を活かした産業の振興など、新たな魅力の創出に取り組むことにより、活力ある武蔵野市の持続を図る。

そして、これらの魅力を市民とともに共有しながら市の強みとして位置づけ、戦略的・継続的に内外に発信していくことで、居住者、転入者、来街者のそれぞれに向けた効果的な PR を展開していく。

なお、このような取り組みは、いわゆる「自治体間競争」として他都市との資源の取り合いとして行うのではなく、それぞれの自治体が自らの強みを活かし、ともに切磋琢磨しながら日本全体の生活の質の向上を図るものとして行っていく。

## C 安全・安心を高める環境整備

**近年、全国的に地震や水害による大規模な災害が発生している。凶悪犯罪などに対する不安も根強く残る中、ハード・ソフト両面からの総合的な防災力の強化や体感治安の向上が求められている。あわせて、さまざまな分野において「安心感」を持って日々の暮らしができるよう、セーフティネットのさらなる充実を図る必要がある。**

東日本大震災により未曾有の被害を受けた我が国においては、その後も平成 28(2016)年の熊本地震、平成 30(2018)年の大阪北部地震や北海道胆振東部地震の発生など、大規模災害が発生しており、近い将来に起きるといわれている南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの激甚災害の発生について、予断を許さない状況が続いている。一方、地球温暖化の影響により、台風の強大化やゲリラ豪雨の頻発化など、水害による被害が甚大化する傾向が顕著にみられ、直近の西日本豪雨災害は平成に入って最悪の豪雨被害となった。また、全国的な犯罪の認知件数は減少しているものの、新潟少女殺人事件や座間市 9 遺体遺棄事件などが報道され、凶悪事件に対する不安や懸念は根強く残るとともに、本市でも特殊詐欺による被害が未だ増加傾向にある。

このような状況の中、平成 30(2018)年度に実施した市民意識調査によると、武蔵野市の将来像として、「治安が良く災害に強いまち」を選択した人が 54.5%で全体の一位、市の施策における重要度として、災害対策が 92.1%で一位、安全対策が 91.0%で三位と、安全・安心を求める市民の意識は依然として高い。

市として災害に強い都市基盤の整備や、建物の耐震化向上の取り組みなど、ハード面での対応に加え、迅速な情報伝達、多様な組織による連携など、ソフト面での対策に幅広く取り組むことにより、市民の総合的な防災力の強

化や体感治安の向上に向けて、安全・安心を高める環境整備を進める。

また、防災や防犯に限らず、広い意味での「安心感」を持って日々の暮らしができるよう、子育て・福祉・健康・その他のさまざまな分野におけるセーフティネットや相談支援体制の充実を図る。市民がそれぞれの幸せを追求できるよう、妨げとなっている困難や困窮を取り除き、一人ひとりが「できることを増やしていく」ことで、誰もが安心して暮らし続けられるまちの実現を目指す。

## D 公共施設・都市基盤の再構築

**まちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素でもある公共施設や都市基盤が、今後順次更新の時期を迎えることになる。再構築に必要な多額の財源を確保するために行財政改革への不断の努力を継続しながら、市民全体でこの課題を共有し、適正な規模や水準について考えていく必要がある。**

国や地方自治体等が所有する公共施設及び都市基盤施設(以下「公共施設等」という。)は、老朽化に伴い今後大量に更新時期を迎える一方、厳しい財政状況や、人口減少等により施設の利用需要も変化しており、全国的に大きな課題となっている。本市においては、昭和30～40年代の急激な人口増加や市民のニーズに対応しながら、早期からこれらの整備を行ってきたため、他都市に先行して、再構築への取り組みが求められている。今後、特に平成42(2030)年前後から、多くの公共施設等が更新時期を迎えることになり、多額の費用負担が集中することから、様々な工夫をしながら計画的な整備・更新を行っていく必要がある。

公共施設等は、まちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素でもあり、個々の公共施設等の維持・更新や再整備に留まらず、武蔵野市の将来像を見据えた大きな視点を持って、

新たな価値を創造していくという「再構築」の考え方を持つことが重要である。

公共施設等の再構築にあたっては、新たな人口推計の結果も踏まえた公共施設等のあり方や量と質の最適化、施設整備やサービス提供主体のあり方、資産の有効活用のあり方などを多面的に分析・検討し、時代の変化とともに生じる新たな公共課題に対応していくものでなくてはならない。また、限りある資源を有効に活用するという観点からも、現在、市の公共施設等において、市民以外の利用が多くなることで市民へのサービスが制限を受けているという現状を踏まえ、市民以外に対するサービス水準のあり方を検討していく必要がある。

この先も長期的視点に立って、今後の公共施設等の再構築にどれほどの財政支出が必要となるのか、そしてどの程度の財源を確保することが可能なのかを慎重に見極めつつ、事務事業見直しの継続や、さまざまな行政サービスの水準や受益者負担の適正化、市民感覚を踏まえた効率化の取り組みなどの行財政改革に不断の努力を継続し、健全な行財政運営を維持していかなければならない。

そして、住民の暮らしに根付いている公共施設等の再構築を進めるうえでは、必要な情報を市が正しく提示し、市民全体でこの重要な課題を共有しながら、公共施設等の適正な規模や水準も含め、市民との対話を通して、共に知恵を出し考えながら取り組んでいく必要がある。

## E 参加・協働のさらなる推進

**地域における公共的な課題は多様化・複雑化してきている。これらに対応するためには、様々な立場の人々が課題や目的を共有し、知恵を出し合い役割を分かち合って取り組んでいく必要がある。さまざまな主体との連携・協働とともに、市民のまちづくりへの参加を促し、本市の市民自治をさらに進展していく必要がある。**

インターネットの普及とSNSの浸透により、同じ価値観を持った人たちとのつながりを持つことが容易となり、人々ほどのコミュニティに属するかを選択できるようになっている。このことにより、急速な個人化と人間関係の広域化が同時に進んでおり、相対的に地域を通じたつながりが薄まってきているという状況が見られる。

一方、地域における公共的な課題はますます多様化・複雑化しており、これらに適切に対応していくためには、行政が中心の取り組みだけでは限界がある。多様化する地域の課題には地域の力による支え合いや参加・協働の取り組みが不可欠であり、地域の持つ価値や重要性を再認識し、そのさらなる活性化を図る必要がある。

本市では戦後、自治会や町内会が全市的には組織されず、コミュニティセンターを中心としたコミュニティづくりが進められてきたが、高齢化や固定化などの問題により新たな担い手の確保や若い年代の利用拡大などが課題となっている。市民の地域活動の拠点としてのコミュニティセンターの役割は変わらないものの、子育て・防災・福祉など様々な目的を持った市民活動団体が取り組む公共的活動なども多く行われており、これらも合わせて社会環境の変化に対応したコミュニティと市民活動の連携のあり方を検討していく必要がある。

地域をより良くしていくためには、様々な立

場の人々が課題や目的を共有し、知恵を出し合い役割を分かち合って取り組むことが大切である。行政と市民、市民活動団体、学校、営利セクターも含めた民間事業者などさまざまな主体との連携・協働や、市民団体同士の連携など、多様なつながりが構築されていくことが地域の力となる。行政が様々な主体と協働するためには、お互いの特性と立場を理解し、情報を共有し、協力する関係が不可欠である。そのために行政はさまざまな情報をわかりやすく市民に提供し、透明性を高めていくことで、市民のまちづくりへの参加意識の向上を促し、本市の市民自治のさらなる進展を図っていく。

## 6 分野別の課題

### (1) 健康・福祉

#### 1) まちぐるみの支え合いの推進

誰もが、その年齢や状態にかかわらず、生涯を通じて住み慣れた地域で暮らしつづけるために、武蔵野市第3期健康福祉総合計画に基づいて、医療・介護・福祉など様々な分野が連携し、まちぐるみの支え合いの仕組みづくり(武蔵野市の**地域包括ケアシステム**)をさらに推進していく。

市民一人ひとりが予防的な視点を持ち、主体的な健康づくりの活動を推進する取り組み(**セルフケア**の推進)を支援する。

また、「**心のバリアフリー**」に引き続き取り組み、関係機関との連携を図りながら、障害者差別の解消に向けて誰にもやさしいまちづくりを推進する。

#### 2) 武蔵野市ならではの共助・互助の取り組みの推進

**デンミリオンハウス**や**レモンキャブ**といった従来の地域における共助・互助の取り組みの推進に加え、**いきいきサロン**や**シニア支え合いポイント制度**など新たな施策の展開によって、地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりを進める。

今後、地域住民による自主的な活動をするための場所の確保や、運営を担う人材の発掘・育成、取り組みの周知といった課題への対応を検討する必要がある。

社会参加が、効果的な介護予防や健康寿命の延伸につながるという考え方のもと、支える側と支えられる側という関係性を越えて、誰もが地域活動の担い手となるよう活躍の場を広げていく。

#### 3) 生命と健康を守る地域医療の維持・充実と連携の強化

高齢化の進展による在宅医療のニーズや子育て世代の医療ニーズが高まっている。市内の医療機能については、救急体制、病院機能ともにバランスは取れているが、吉祥寺地区の病床数は減少している。今後、吉祥寺地区の病床確保に向けた取組みを進めるとともに、市民の在宅療養生活を支える医療・介護・福祉関係者の連携を強化する。

また、市民の生命・健康を脅かす健康被害の発生を防止し、被害を拡大させないための健康危機管理対策を進める。

#### 4) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化

介護・福祉ニーズは多様化、複雑化している。子育てと介護を同時に行うダブルケア、障害のある子と認知症の親が同居している家族への支援、大人の発達障害、対象が拡大した難病、生活困窮者への支援など、制度ごとのサービス提供では対応の難しい場合が増えている。

相談者本人・世帯・家族支援の視点に立ち、複合的な課題を解決するため、最初に相談を受けた機関が様々な関係機関と連携し、適切な支援につなげる必要がある。保健・医療・介護・福祉分野の多職種連携を推進するために、分野横断的な研修や対応時の仕組みづくり等により、全世代に対応した相談機関のネットワークを強化していく。

また、個別支援を充実させ、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を推進する。

判断能力が不十分な方の**権利擁護**と成年後見制度の利用を促進し、本人と家族の安心につなげる。

#### 5) 尊厳ある人生の最期を迎えるための意思決定を支える取組み

ひとり暮らし高齢者がさらに増えていくことが予測される中、老後だけではなく自身の死後に関して不安を抱える人が増えている。自己

決定ができるうちに自らの未来について考える機会を得るとともに、介護や医療、人生最期の過ごし方について本人の意思決定を支援していく取組みを進める。

## 6) 認知症高齢者とその家族を支える取組み

認知症高齢者への対応は大きな課題となっている。高齢者本人が暮らしやすく、家族が介護により仕事を辞めることなく(介護離職ゼロへの取組み)、介護と仕事、自分らしい生活との両立を実現できるまちづくりが求められている。

そのために、認知症の方と、在宅生活継続のカギを握る家族介護者を支える適時適切な支援体制を強化していく。

## 7) 生活困窮者への支援

貧困の連鎖は断ち切らなくてはならない。経済的な問題だけではなく、家族の問題や心身の問題など、多様かつ複合的な課題を抱えている方、制度の狭間で必要な支援が届いていない方、自ら支援を求める声を上げられない方を早期に発見し、必要な支援に確実に「つながる」よう、様々な分野の相談機関との横断的連携をさらに強化していく。生活困窮者の自立を支援する事業を推進し、伴走型の支援を継続して実施する。

## 8) 福祉人材の確保と育成に向けた取組み

福祉人材の確保は喫緊の課題であり、新たな人材の育成とともに、現在市内で働いている方が誇りとやりがいを持って働き続けてもらう取組みが求められる。また、今後増加が見込まれる外国人介護従事者の育成支援を検討する必要がある。

人材の確保と育成を一体的に行う**地域包括ケア人材育成センター**を軸に、国や都における人材確保策との連携や役割分担など広い視点に立って、武蔵野市の福祉を支える人材に関する多様な取組みを検討する。

本市が誇る高い市民力の源泉である各地域福祉団体は、今後ますますその役割が重要となる一方、活動されている方の高齢化や担い手不足といった課題に直面している。一人にかかる負担感の軽減や人材の裾野の拡大を図ることにより、市民の主体的な地域福祉活動につなげていく。

## 9) 福祉サービス再編の検討

障害者や障害児への安定的なサービスを確保するため、障害福祉サービスの果たすべき意義や役割を再整理し、持続可能な制度の構築に向けた取組みを進めていく。

介護老人保健施設や障害者グループホームの整備など福祉サービスを巡る環境が変化しつつある桜堤地域において、より一層有機的に機能するよう、桜堤ケアハウスのデイサービスセンターの転用を含めて、エリアの福祉サービスの再編について議論が必要である。

## 10) 地域共生社会に対応した新しい施設の整備

高齢者も障害者も誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続することができるよう、必要な基盤整備を計画的に進めていく。本市の地域特性に合わせて、小規模・多機能・複合型をキーワードに多世代型の新たなサービス及び施設を整備する。

---

## (2) 子ども・教育

---

### 1) 子ども・子育てを応援するまちづくり

子どもは、一人ひとりがかげがえのない存在として認められ、各人の個性が尊重された成長・発達過程が等しく保障されるべきである。

子どもと子育て家庭を支え未来を守り、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、行政、市民、企業、子育て関係団体など地域社会全体で子どもと子育てを応援するまちづくりを推進する。

## 2) 妊娠期からの切れ目ない支援

子どもを安心して産み育てられる環境を整備するため、妊娠期からの切れ目ない支援・相談体制として、関係部署間の機能連携による**子育て世代包括支援センター**を設置する。

また、それぞれの子どもの発達段階に応じた支援体制を強化するため、**児童発達支援センター**を設置する。

関係部署による機能連携の評価・検証を行い、子どもと子育て支援に関する新たな複合施設の必要性について検討を行う。

## 3) 子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実

児童虐待・養育困難家庭に対する初期対応の充実を図る必要がある。要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用して多機関での対応を強化する。

子どもの将来が貧困等の環境要因に左右されることがなくなるよう、第五次子どもプラン武蔵野に貧困対策計画を包含し、関係部署の連携による横断的かつ効果的な支援を行う。

## 4) 子どもの医療費助成の拡充

すべての子育て家庭が安心して子育てでき、長く住み続けたいと思える取り組みが必要である。より一層の子どもの保健の向上と健やかな育成を図るため、子どもの医療費を18歳まで無償とする仕組みを構築する。

## 5) 保育の質の確保・向上と待機児童対策の推進

保育の実施責任のある基礎自治体の責務として、保育アドバイザー等巡回支援や指導検査の強化を図るとともに、既存施設向けの実務研修や、新規保育所における開設前研修の実施などを通じて、保育の質の確保・向上を図る。

待機児童対策については、希望する保育施設に入所できるよう地域ごとの保育ニーズを把

握し、保育施設の整備を継続的に実施するとともに、既存施設の有効活用も合わせて検討していく。

## 6) 小学生の放課後施策の充実

すべての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう地域子ども館事業を充実させる。学童クラブについては、低学年児童の待機児童を出さないよう、学校敷地内及び隣接地での整備を行い、4年生以上の受入れについて検討を進める。

## 7) 青少年健全育成事業の充実

地域における青少年健全育成のさらなる担い手確保のため、青少年問題協議会地区委員会の活動への支援を充実し、市民の理解と参加促進を図る。また、次世代の担い手を育成するため、青少年の段階から地域活動に参加する機会をさらに充実させ、意識を醸成する。

社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年の相談・居場所事業をさらに充実し、生活支援、学習支援、就労支援等の場となる居場所づくり等を通じて、健全な成長を支援する。

## 8) 子育て支援施設のあり方

多様な子育て支援ニーズに対応するため、0123施設などの地域子育て支援拠点施設を中心としながら、コミセン親子ひろばなどと連携した仕組みづくりを進める。

桜堤児童館については、現在の事業に加え、未就学児を対象とした事業を拡充する。

公立保育園については、市内の保育の状況や外部有識者の意見を得ながら、その役割とあり方の検討を進める。

## 9) 未来社会を切り拓くための資質・能力の育成

今後大きく変化する社会の中で、社会の変

化に主体的に関わることができるよう、子どもたちの「生きる力」を育む。そのために、知・徳・体のバランスや、体験活動や個性を生かし多様な人々との協働を促す教育、学ぶ意欲や自己肯定感を醸成する教育を充実させる。

より良い社会づくりに参画する資質・能力を育成するため、教科横断的な学習となる**武蔵野市民科**のカリキュラムを作成し、実施する。

#### 10) 義務教育期間の学校のあり方

中学校に相当する後期課程の規模や施設一体型校舎における児童・生徒の学校生活への影響のほか、地域コミュニティ等に与える影響・課題や、防災上の課題、移行期間中の課題、現状の児童・生徒数の増加や施設設置上の課題、建設費用などを総合的に踏まえ、小学校区単位の施設一体型小中一貫校ではなく、従来の環境での**小中連携教育**を含む教育課程の充実や学校における福祉機能の強化等により、引き続き本市の学校教育に求められる目的、目標の達成を目指す。

#### 11) 学校教育の質の向上を図るための環境整備

教員の授業への十分な準備と子どもに向き合うための時間を確保するため、教員の授業力の向上を目的とした研修や教員の持ち時数の軽減、校務を支援する人材の増員、部活動指導員を活用した持続可能な部活動を実施する。教員が職務にやりがいや誇りを感じるよう本市の学校教育の質を高め、教員の確保・育成を図る。合わせて、部活動の**地域スポーツクラブ**化及び生涯学習事業としての実施についても研究する。

また、子どもの情報活用能力をさらに育成するために、ICT機器を活用したより効果的な指導を行っていく。

#### 12) 学校と地域社会との連携・協働体制の構築

学校と保護者や地域の住民が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えるため、主体的に学校運営や教育活動について協議し意見を述べたり、目標やそれぞれの役割について話し合ったりする場として「**開かれた学校づくり協議会**」を発展させるなど、今後の新たな学校運営のあり方について検討する。

本市では地域と学校の調整役として地域コーディネータを各学校に配置しているが、地域が学校を「支援」する一方向的な活動から、地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」型の活動の充実に向けた、地域と学校の協働活動の実施体制について検討を行う。

#### 13) 多様な教育的ニーズに応じた指導・支援体制づくり

一人ひとりの教育的ニーズに対応し、子ども自身が成長を実感できる特別支援教育の環境づくりを進める。**インクルーシブ教育システム**の理念を踏まえて、特別支援学級・特別支援教室・通常の学級における指導支援や連携のあり方を検討するとともに、理解啓発や教育体制を強化する。

不登校対策を総合的に推進するために、学校における未然防止や早期対応、スクールソーシャルワーカーや支援員の配置拡充、多様な教育機会を確保する方策の実施を図る。

**教育センター構想**については、**教育支援センター**と関係機関との連携による切れ目ない相談支援体制づくりや学校の教育活動を支援する教育推進室の機能強化を進めながら、必要な見直しを行う。

#### 14) 安全、安心かつ適切な教育環境の確保と学校改築の着実な推進

学校改築にあたっては学校施設整備基本計画(仮称)に基づく標準的な仕様を基本に、地域の実情を踏まえた多機能化及び複合化も見すえて、着実な整備を進める。

また、学校施設を改築するまでの間についても、児童生徒数の増加及び気候リスクの増大等に適切に対応し、良好な教育環境を確保する。

学校給食施設については、新桜堤調理場の稼働や小学校の改築に伴う自校調理施設の整備により、より多くの人材が必要となる。人材の確保及び食育の推進のため、地域人材の活用を含めた調理体制の見直しにより効率的な運営を図る。

### **(3) 文化・市民生活**

#### **1) 時代に合ったコミュニティのあり方検討と市民活動の連携**

本市は、コミュニティ構想に基づき「コミュニティセンターを中心としたコミュニティづくり」を進めてきたが、コミュニティを取り巻く社会環境は、市民活動等の高まりや個人情報取り扱い、安全・安心へのニーズ等、大きく変化しており、時代に合った支援策を研究する。さらに、コミュニティ協議会とNPO、市民活動団体等が行う活動がより活性化するためには、それぞれの活動の連携の更なる推進について検討する必要がある。

#### **2) 男女平等施策及び多様性理解の推進**

男女平等及び多様性を尊重し、全ての人、性別等にかかわらず、その個性と能力を活かして、生涯にわたりいきいきと、健康な生活を営むことができる社会を実現するため、一人ひとりの多様性を認め合い尊重し合う社会を構築する必要がある。そのために、引き続き市民の人権意識の向上や若年世代からの意識啓発に努めるとともに、多様な家族に対するパートナーシップ証明書の交付について、実現に向けた検討を行っていく。

#### **3) 未来へつなぐ平和施策の推進**

戦後 70 年余り経ち、当時の体験者が高齢

化していく中で、戦争の悲惨さと平和の大切さを次世代に伝えるため、戦争体験の継承など、平和施策を推進する。

#### **4) 市民文化の発展を目指して**

文化振興基本方針に基づき文化振興に取り組むため、庁内体制を構築するとともに、(公財)武蔵野生涯学習振興事業団と(公財)武蔵野市文化事業団の統合に向けた事業連携等を進める。

また、文化施設・ホール等のあり方検討委員会(仮称)で整理される駅勢圏ごとに必要とされる機能を、既存施設の寿命を念頭に、どのような施設に備えるのかを明確にし、施設の更新に備えた長期的スケジュールを検討する。

#### **5) 東京 2020 大会のレガシーの継承と発展**

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、障害の有無に関わらず親しめるスポーツ環境・芸術環境の充実や、ホストタウン事業を活かした国際交流、ボランティアの組織化等、大会後にも残るレガシーを継承し、発展させていく。

#### **6) 生涯学習施策の推進**

多くの活動主体によって、市民が多様に学ぶための環境が整備されている。更に生涯学習を推進するため、人生 100 年時代に対応した学び直しや、学びを通じた人々や地域とのつながりづくり等について更に取り組んでいく。

芸術や文化などの鑑賞に関する学校行事や部活動などについて生涯学習事業での実施を研究していく。

図書館は、ICT機器などを活用することで、図書とデジタルの効果的な連動により図書館サービスの向上を図る。また、図書館の政策立案機能は市が担うべきであるが、中央図書館については、今後もより良いサービス提供を継続していくため、最適な運営体制について検

討していく。

武蔵野ふるさと歴史館は、地域の歴史、文化を次世代に伝えるため、歴史資料の選別基準を作成し、収蔵資料の価値づけを行うとともに、歴史公文書の公開に向けた整備を行う。また、各種機関等との連携により、広く教育、学術及び文化の発展に寄与し、研究成果を市民に還元する。

## 7)市民の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備

運動習慣の定着化や障害者が日常的にスポーツを楽しむことができる環境整備など「するスポーツ」の拡充に取り組むほか、「観るスポーツ」「支えるスポーツ」の多様化に対応する。スポーツ活動の拠点である体育施設は老朽化が進んでいるため保全・改修工事を行う。特に温水・屋外プールは今後のあり方を検討する。

## 8)産業の振興

近年、少子高齢化を背景に商店街の衰退や中小規模事業者の後継者問題、賃料の高騰など、市内の産業を取り巻く課題や外国人労働者の増加など社会環境の変化が顕著となっている。住む場所としてだけでなく、企業からも選ばれる自治体となるために、市関連施設等を活用した駅周辺への新たな産業の進出を促す検討やあらゆる世代を対象とした創業・就労支援、産業と福祉の連携等、関係団体等と協力し地域経済の活性化に取り組む。

## 9)都市観光の推進

東京2020大会後も訪問者数が増加することを見込み、インバウンド向け観光メニューを開発するとともに、シティプロモーションについては近隣自治体とも連携し、広域による新たな魅力創出を図る。市内にアニメ制作会社やクリエイターが多数存在すること等を踏まえ、シティプロモーションやブランディングへの活用を図る。また、観光ガイドの育成は、市民ボランティア

ア団体等との連携を検討する。来街者がまちの魅力に触れる機会を増やすことにより、武蔵野市への訪問者の増加を目指す。

## 10)農業の継続と農地の保全

産業としての農業を継続するために、後継者の育成について関係団体、行政等による支援を進める。また、農地は相続時に伴い減少し続けているが、市内に農地を残すための方策の検討を急ぐ。

## 11)都市・国際交流事業の推進

本市は海外6都市、国内9都市との間で、友好都市交流関係を結んでいる。海外交流事業について、他の都市は青少年の相互交流が中心であるが、ブラショフ市には日本・武蔵野センターを設置している。海外交流事業を継続していく上で、設置の意義や効果を再確認する。また、国内友好都市交流事業の拠点として、アンテナショップ麦わら帽子の運営安定化を目指すとともに、情報発信力を高めていく。

## 12)在住外国人支援

急激に増加傾向にある在住外国人を支援するため、(公財)武蔵野市国際交流協会との連携のもと、東京都や他自治体との広域的取り組みの検討や多様化する外国人のニーズの把握を進める。

## 13)災害への備えの拡充

今後、30年以内に70%以上の確率で首都直下型地震等の大地震の発生が予想されている。耐震や防災の取り組みが進まない部分もあるなか、様々な啓発活動や支援による市民の防災力向上、住宅や緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進、無電柱化への取り組み等を通じて、減災に向けたまちづくりを一層推進する方策を検討していく。また、大規模災害や風水害に備えた即応力の強化や迅速な復

旧、復興の実現のために、災害対応力の向上の取組みと多様な組織との連携による防災体制の確保を推進していく。

#### 14) 安心して暮らし続けられるまちづくり

刑法犯認知件数はピーク時より半減したが、さらに「見せるパトロール」「地域の防犯力向上」の推進を図り、体感治安向上の取組みを進める。一方、振り込め詐欺等の特殊詐欺の発生件数は高止まりしており、警察署と連携した被害の発生抑止活動を継続していくとともに、被害にあった際の消費生活相談活用の周知に取り組む。

### (4) 緑・環境

#### 1) 総合的な環境啓発の推進

現代の環境問題は、市民・市民団体・民間事業者・行政等の各主体が、環境の変化を自らの問題と捉え、主体的に環境配慮行動を実践していくことが、課題解決への鍵となる。

市民団体、民間事業者などが環境啓発の担い手・主体として活躍できる機会や場を提供し、その活動支援を行うとともに、それぞれの役割を共に考え、持続可能な社会を目指す。また、併せて行政の多岐にわたる環境情報を集約し、わかりやすく発信していく。

**環境啓発施設エコプラザ(仮称)**は、ごみをはじめ資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性など、多様な環境啓発の拠点施設として整備し、市内全域へと環境に配慮した行動を促していく。

#### 2) 良好な環境の整備に向けた市民活動との連携

緑は市民の共有財産という理念のもと、地域の市民の力で緑を守り育てるため、身近な緑に関心を持つことができる取組みを進める。また、より多くの市民が緑の活動に参加できる仕組みづくりを推進する。

都市化の進展により雨水が地下に浸透せず、集中豪雨による浸水被害のリスクが増大しているため、地下水の涵養等を目的とした取組みへの支援とともに、水循環の重要性についての啓発を行うことで、民間住宅での浸透施設の設置など、健全な水循環への行動を促していく。

#### 3) 地球温暖化を背景としたエネルギー消費のスマート化

温室効果ガス排出削減のためには、世界や国レベルによる動きに加えて、基礎自治体の取組みも重要である。本市は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及を中心としたエネルギー施策の継続的な実施に加え、家庭でのエネルギー消費削減のための支援や、エネルギー消費量の割合が高い事業所への指導・啓発を実施していく。

#### 4) 環境と共生したまちづくり

太陽光発電システムの設置や、新クリーンセンターのごみ発電機能等による周辺公共施設への電気・熱のエネルギーの供給など、環境に配慮した施策を展開してきたが、公共施設の中には設備の老朽化によるエネルギー消費、CO2 排出量の過剰が見受けられるため、改修コストとのバランスを注視しつつ、引き続き環境配慮型の施設・設備に切り替えていく必要がある。加えて、民間の開発や建物の建設等についても環境負荷の少ない省エネルギー、再生可能エネルギー手法の普及を奨励していく。

#### 5) 市民の共有財産である街路樹の保護・育成

市では、**自然樹形**(樹種本来の生育のかたち)を基本とした街路樹の管理を実施しており、緑豊かなまちの魅力を保つ大きな役割を果たしている。一方で高木化に伴う枝葉や、根上りが車両通行の支障となるなど課題もある。

引き続き、樹木の健全な生長を阻害しないような剪定に加え、歩行者や車の安全かつ円滑な通行を確保するための管理を実施していく。

また、定期的に街路樹診断等を実施し、危険木については、植替えを前提に樹木の保全を行っていく。

## 6) 緑の保全・創出・活用

本市では、残されている歴史的な緑と市街化された住宅地における個々の緑の複合により「緑豊かな住宅都市」としてのイメージが定着している。

公園緑地などの緑については、既存の資源(ストック)を有効利用をしながら地域に根差した魅力ある整備を行っていくとともに、拠点となる緑を確保・拡充し、それらを様々な緑と水辺とを結ぶことによって豊かな街並みを創出していく。また、老朽化した公園施設の適正な改修と利用者の安全利用を踏まえた維持管理を行っていく。

民有地の緑は、落ち葉などに対する地域からの苦情や、維持管理のための費用負担などにより、所有者の負担感が大きくなることで減少傾向が続いている。将来を見据えた緑の質を高める指導基準などの見直しや、身近な緑に対して関心を持ち、自らの生活の中で緑の良さを実感する取組みを進める。また、都市に残る貴重な農地を保全していくため、農にふれる機会を創出していく。

## 7) 緑と水のネットワークの推進

市では、関係機関と連携し、道路緑化や玉川上水・千川上水など、市内の緑・水辺環境の整備を進めている。

また、広域的に緑を支えるための連携の取組みとして、多摩地域の森林を健全に育成するとともに、市民が自然とふれあい、森林資源の利活用・公益的機能の充実を図るため、二俣尾・武蔵野市民の森事業及び奥多摩・武蔵野市民の森事業を実施している。引き続き、森

林が持つ水源涵養、地球温暖化防止等の多面的機能に着目しながら、保全・整備事業を継続して実施していく。

また、新たに創設された森林環境譲与税に対応した既存事業の充実や国産材の活用について検討していく。

## 8) ごみ減量と合理的処理の推進

ごみの発生抑制、最終処分量の削減、ごみ処理費用の低減のため、市民、市民団体、事業者、市がそれぞれの役割、責務を認識し、相互に必要な連携を進める必要がある。一方で、ごみ処理の場は市民の生活の場から離れているため、市民の目には見えにくくなっており、身近な課題として捉えにくくなっている。ごみ処理にかかる経費や環境負荷、最終処分場の状況など本市のごみ処理について見える化をすすめるとともに、食品ロスの減少等、市民一人ひとりの行動につながるような啓発事業を実施する。

なお、地球規模での環境問題や社会状況の変化、新クリーンセンター稼働など、本市の廃棄物処理を取り巻く環境が変化しているため、排出から収集、中間処理そして最終処分に至るプロセスについて、より合理的な廃棄物処理の在り方を検討する。あわせて、集団回収制度の見直しにつき検討を行う。

また、将来を見据えた広域的な廃棄物処理の実現可能性を探りながら、近隣自治体等との情報交換・意見交換を継続する。

## 9) 様々な環境問題への対応

人の移動や物資輸送のグローバル化が進展し、新たな感染症や外来生物の侵入による、市民生活や生態系に影響を及ぼすリスクが増加しているため、知見を有する関係機関との平時からの連携により、不測の事態に適切に対応できる体制を構築、維持していく。

## (5) 都市基盤

### 1) 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり

地域特性を活かしたまちづくりを推進するため、住民、NPO、商業者などの様々な主体による**地域ルール**の策定や**エリアマネジメント**活動の始動や展開への支援を進める。

業務・商業の集積により都市の活力を維持するとともに、良好な住環境を保全するため、都市をマネジメントする視点から、都市計画と産業振興施策、農業振興施策等をはじめとした様々な分野との連携を強化し、計画的な土地利用の誘導手法について検討する。

身近な景観を誰もが心地よいと感じられるものにしていくために、景観ガイドラインによる景観誘導を進める。また、道路においては、景観性・防災性・安全性向上などの効果が期待される無電柱化のさらなる推進を図る。

### 2) 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり

#### ①道路

将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供するために、平成 30(2018)年3月策定した道路総合管理計画に基づき、計画的・効率的・持続的な道路管理を推進する。また、道路管理の重要性に関する市民等の理解を促進し、**アダプト制度**や**道路協力団体**制度の活用、ICT の導入等を進め、市民と協働・連携した道路管理を実現する。

#### ②下水道

持続可能な下水道事業を運営していくため、長期的な視点で下水道施設(ストック)全体の老朽化の状況について客観的に把握し、優先度を踏まえた計画的かつ効率的な維持管理及び改築を進めるとともに、適時、評価と見直しを行い、**ストックマネジメント**の精度向上を図っていく。

今後も事業費は増大する一方、財源の確保は厳しい状況が予想され、より一層の健全な経営が求められるため、平成 32(2020)年度の

公営企業会計移行により経営の明確化を図るとともに、中長期の財政予測を踏まえて下水道使用料等の見直しを行っていく。また、業務の効率化やサービス向上のため、民間活用の検討や広域化・共同化の研究を行う。

#### ③水道

全国の中小規模水道事業においては、料金収入の減少、施設の老朽化や自然災害への対応など様々な課題が指摘されており、人口減少時代を踏まえた広域化の検討が進められている。本市はこれまで 100%の水源をもたないなかで市単独で事業を行ってきたが、同様の課題を抱えており、今後単独事業を維持していくことは困難である。安全で安定的な水道供給の持続性を高めるため、都営水道への一元化を目指した取組みを推進していく。

### 3) 誰もが利用しやすい交通環境の整備

高齢社会の進展などによる交通環境の変化に対応するため、**地域公共交通ネットワーク**の充実をはじめ、歩行者を重視した道路空間づくりを推進する。

自転車については、関与する事故や危険運転、違法駐輪等の問題が生じているため、交通ルールやマナーの向上を図るとともに、走行空間の整備や安定的な自転車駐車場の確保を進める。また、様々な交通手段の活用により、地域公共交通全体とのバランスを図りながら、高齢者や障害者をはじめ市民誰もが利用しやすい安全・安心な交通環境の整備を推進する。

更に、持続的な交通事業を推進するため、ムーブスや自転車駐車場の事業展開や料金体系については、今後の市民サービスのあり方、受益者負担や公平性などの視点から議論が必要である。

### 4) 安全で快適な道路ネットワークの構築

第4次事業化計画で優先整備路線に位置付けられた都市計画道路については、沿道住

民や周辺環境等への配慮について丁寧な対応を都に求める。なお、歩道が狭く安全性や防災性などに課題のある女子大通りについては、確実な事業着手を都に要請する。また、五日市街道や井ノ頭通りについては、歩行者や自転車の安全で快適な通行環境の確保に向け、引き続き都に事業化を要請する。

生活道路については、路線の優先度を踏まえた、区画道路整備や狭あい道路拡幅整備を進め、交通の円滑化と防災性の向上を図る。

未着手の都市計画道路や区画道路などについては、必要性の検証を継続的に行うとともに、必要と認められる路線については、事業化の検討を行う。

都市高速道路外郭環状線は、事業者に対して「対応の方針」に基づく対応と、事業進捗に合わせ適切な情報提供を求めるとともに、安全・安心な事業の推進を要請する。外郭環状線の2は、沿線地域と連携を図りつつ、「検討のプロセス」に沿った対応と住民への丁寧な対応を都に求めていく。

## 5) 安心で、心地よく住み続けられる住環境づくり

住宅は生活の基盤であるとともに、まちを形づくる基本的な要素である。魅力あり住み続けられる良好な住環境を形成するため、空き住宅等の対応も含めた良質な住宅地の維持・誘導、老朽化した分譲マンション等の耐震化や再生に向けた支援、居住安定への支援等の住宅施策を総合的かつ体系的に推進する。

**新たな住宅セーフティネット制度**を踏まえ、高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅困窮世帯に対する支援等については、福祉とも連携し、官民一体の包括的な対応を進める。中でも**住宅確保要配慮者**の対象者の支援方策等については、対象者の範囲、支援方法や助成額等について議論が必要である。

また、市営住宅や福祉型住宅については、適正な管理・運営を図るとともに、新たなセー

フティネット制度と関連し、民間賃貸住宅等の住宅ストックとしての活用や今後の市営住宅・福祉型住宅の整備のあり方やその数についての議論が必要である。

## 6) 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり

### ① 吉祥寺駅周辺

都立井の頭恩賜公園などの環境資源、回遊性が高く特徴ある商業地、閑静な住宅地など、これまでに蓄積された資産を活用し、様々な人が親しみ、集い、活気と魅力にあふれる街であり続けるため、新しい将来像が示される「吉祥寺グランドデザイン」を踏まえ、『進化するまち「NEXT-吉祥寺」プロジェクト』を改定し、様々な主体の参加と活動のもと、まちづくりを推進していく。

ハーモニカ横丁をはじめとする駅周辺の民間建築物は老朽化が進行し、耐震性や防災性に問題があることから建替え等を促進していく必要がある。建替え等の促進方策の検討においては、関係者等と連携するとともに、吉祥寺の文化や歴史をはじめとした地域の魅力などを活かしたまちづくりを進める。

南口駅前広場については整備を推進し、パークロード等の駅周辺の交通環境の改善を図る。武蔵野公会堂については、文化施設・ホール等のあり方検討委員会(仮称)での議論を踏まえ、周辺街区の動向に注視しながら、まちづくりと一体的に検討を進める。

イースト吉祥寺エリア内の暫定自転車駐車場などの市有地については、これまでの地域の取組みを踏まえ、利活用・整備の方向性を定め、事業化に向けた検討を進める。

### ② 三鷹駅周辺

三鷹駅北口街づくりビジョンに基づき、地域に関わる様々な主体とビジョンを共有しながら、「住む人、働く人が集い、心地よく過ごす街」の実現に向けたまちづくりを推進する。誰もが安全で快適に移動できる交通環境を構築するため、補助幹線道路の整備を推進するとともに、

周辺の土地利用の動向にも注視しながら、交通機能の向上やゆとりある駅前広場の創出に向けた新たな交通体系の検討を進める。また、玉川上水を活かした緑豊かで賑わいのある空間を創出するとともに、魅力ある企業立地環境の形成と良好な住環境との調和を図る。自転車駐車場として利用している市有地については、現状の機能を維持しながらも、産業・文化振興、広場機能など様々な視点を踏まえ、補助幹線道路の完成後の高度利用等のあり方について検討を進める。

### ③武蔵境駅周辺

武蔵境駅周辺は、「うるおい・ふれあい・にぎわい」をまちづくりのコンセプトに、市民と協力しながら南北一体のまちづくりに取り組んできた。平成 27(2015)年度には北口駅前広場が完成するとともに、南口駅前広場の改修により、駅周辺の都市基盤について一定の完了を迎えた。引き続き、武蔵境駅北口の区画道路や天文台通りなど、未整備の都市基盤について着実に事業を推進していく。

都市基盤の整備に合わせて、住民、NPO、商業者等によるまちの賑わいづくりが進められてきた。これらの自主的・主体的な活動が継続するだけでなく、武蔵境駅周辺エリアの価値を向上・発展させるためのエリアマネジメントの導入について議論が必要である。

## (6) 行・財政

### 1)市民参加と連携・協働の推進

#### ①これまでの市民自治の取組みと課題

本市の市民自治による市政運営や共助のまちづくりは、これまで活発な市民参加によって支えられてきたが、参加する市民の固定化などの課題に対して、多様で幅広い参加を得るための新たな取組みが求められている。計画・施策の立案から実施、評価までの参加の機会をさらに拡大することを検討し、効果的な情報提供など参加を促す動機づけについても

検討を進めていく必要がある。

特に近年は、市民のニーズやライフスタイルがますます個別化・多様化し、公共的課題への対応とりわけ新たな施設整備における関係者間の合意形成に向けた課題が強まっている。多様な市民どうしがお互いの立場や考え方などの違いを理解し合いながら、まちの将来を主体的に考えていくための具体的な取組みについて議論が必要である。

地域においては、コミュニティ協議会や福祉の会、自主防災組織など地域別に組織されている団体を始め、テーマ性を持ったNPOなど数多くの団体がさまざまな地域課題やコミュニティづくりに取り組んできている。本市における地域づくりの大きな特徴は、他市のような全市民的な自治会・町内会の体制を取らず、市民が主体的・自発的に活動に取り組んできた点にあり、この特徴は今後も継続していくべきである。一方で地域の情報が住民全体に十分に伝わりにくい面もあり、多くの団体が人材の確保や相互の連携などの点で課題を抱えている。地域における市民活動の活性化に向けて行政はどのような支援を行うべきか、議論が必要である。

#### ② 自治基本条例(仮称)の検討

これまで培われてきた本市の市民参加・市民自治の歴史・原則は、将来にわたり継続していくべきである。市政運営の基本的ルール(市民参加・市民自治の原則、市民参加の手法、市民・議会・市長の役割等)を定める自治基本条例(仮称)については、平成 31(2019)年度中の議会上程を目指して、条文の検討作業を進めている。条例の制定に伴い、条例の内容を具体化するための個別課題の検討や、市民参加・市民自治の考え方と取組みを継続的に広めていく必要がある。

#### ③ 多様な主体との連携・協働

増加・多様化する市民ニーズに対して、市は最も効果的・効率的にサービスを提供できる主体や方法について見極め、適切に役割分

担を進めていく必要があり、様々な主体との連携・協働がますます重要になっている。市民・市民団体の主体性を活かした連携・協働をさらに充実させながら、民間事業者との連携についても推進していく必要がある。また、市民の生活圏は居住地の行政区域内にとどまるものではなく、公共施設の相互利用や災害時対応、産業振興、外国人支援など、行政サービスの効率性・安定性の観点からも広域的な連携を進展させる必要がある。

## 2) 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション

市政が市民に信頼され、さらなる市民参加を促すためには、行政と市民が情報を共有し、市政の透明性を高めていくことが必要である。市では市報・ホームページ・FM放送・SNSなどの様々な手段により市政情報を発信しているが、情報をより分かりやすくタイミングよく届けるための仕組みを災害時等にも備えて整える必要がある。さらに、定住人口・流入人口・来街者を増やしていくために、住みたい・住みたい・訪れたいと思う施策の実施と共に、市の魅力のPR(シティプロモーション)を戦略的に進める必要がある。

また、市民のニーズを的確にとらえるために、「市長への手紙」や「市民と市長のふれあいトーク」のほか、「市政アンケート」を毎年全戸配布で実施している。特に「市政アンケート」は、昭和 39(1964)年度からスタートし、市民意見を伺う本市独自の手法であり貴重な意見を寄せていただいているが、回答者の少なさや年代の偏りなどの課題を抱えており、より効果的なニーズ把握の手法を検討する必要がある。

## 3) 公共施設等の再構築

第六期長計画期間中には、複数の小中学校や桜堤調理場、武蔵野公会堂など、昭和 30～40 年代に建築された施設が更新時期(原則築後 60 年)を迎える。老朽化が進んでいる上

下水道・道路などの都市基盤施設も計画的に更新していく必要がある。限られた財源の中で必要なサービスを維持していくためには、これらの建替え・更新にあたって、複合化や統廃合、長寿命化、**スケルトン・インフィル**など様々な方策を検討する必要がある。一方で本市の人口推計では、今後 30 年間は人口増加が見込まれている。各施設の総量や規模はどの程度が適正なのか、将来を見据えてどのような機能や初期投資が必要なのかといった論点について、武蔵野市の魅力やブランドイメージの向上という視点も踏まえながら、十分な議論が必要である。また施設の運営方法についても、民間企業による運営も含めて検討すべきである。

また、市有地の適正利用を図るため、一定年数活用されていない土地については利活用方針を見直すとともに、民間企業との連携による有効活用を検討するなど、市の歳入の増加と市民サービスの拡充につなげていく。

## 4) 社会の変化に対応していく行財政運営

今後の社会保障費等の増、公共施設や都市インフラの老朽化に伴う施設の維持、更新に多大な費用負担が見込まれていることから、歳入の確保に向けて、市税徴収率のさらなる向上、基金と市債の活用、市有財産の有効活用、行政サービスにおける受益者負担の公平性を考慮した使用料・手数料の見直し、広告料収入の拡大など様々な取り組みを行っていく。また、ふるさと納税については、制度自体に課題があると認識しているが、個人市民税への影響額が年々増大する状況に鑑み、今後は、市の魅力発信、地域産業の振興や、市政の充実と未来への財源確保に向けて、制度の活用について検討する。

歳出においては、経常的に行っている事業について、その目的や手法を検証し事業を見直すことにより、経常経費の抑制に取り組む。

また、透明性・公平性の向上に向けて、**入札・契約制度改革**を継続する。

国民健康保険の給付等に要する費用については、法定の公費負担と保険税の他、一般会計からの繰入により賄っている。しかし、給付と負担の適正化の観点から、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金金は段階的に解消・削減することが求められているため、現在、計画を策定中である。

地方自治法の一部改正に伴い、平成 32 (2020)年4月から都道府県と指定都市については、**内部統制制度**の実施が義務化され、その他の地方公共団体については、努力義務とされている。本市では、監査委員による監査をはじめ、リスクの発見・発生防止のための点検や研修などの各種取組みを行っているが、それらの取組みを点検・整理し、リスク管理の一層の強化を図っていく。

災害時に備えたBCP(事業継続計画)については、業務の執行体制や対応手順等の内容の点検・見直しを継続的に実施するとともに、この計画の実行性を確保するため、事業実施に必要となる人員の精査を進め、必要に応じて、人員不足に備えた**受援計画**の策定を検討する。

また、第五次総合情報化基本計画において、住民情報システムについては、原則として、**仮想化基盤**の活用を前提に本庁舎西棟に設置することとしている。一方で、国の計画において、**クラウド**導入市区町村数の拡大が目標として掲げられていることを踏まえ、クラウドの導入や**外部データセンター**の利用を検討する。

本市では、多くの**財政援助出資団体**が、福祉・子育て・文化など様々な分野の公共サービスを担っている。本市は他市に比べ財政援助出資団体の数が多く、市の財政支出も大きいため、より効率的・効果的な団体運営・サービス提供が必要である。各団体において事業の必要性の精査・見直しを進め、業務の関連が深い団体については統合を実現していくとともに、各団体の状況に応じた形での自立化を促進する。

## 5)組織の活性化と人材育成

時代により変化する市民ニーズに柔軟に対応するためには、職員自身が様々な経験・価値観など多様性を持ち、意見が活発に交わされること、個の力を経営に活かすマネジメントが必要となる。

本市では、コーチングの手法などを使い、組織活性化に取り組んできたが、コミュニケーションの深化を図るため、工夫を凝らした庁舎レイアウトの導入等を行う。また、障害者の積極的な任用や自己啓発制度の充実など、職員の多様性の確保を図る。

職員が心身ともに健康で、働きやすい職場をつくるため、ハラスメント防止とメンタルヘルス対応を強化し、柔軟な働き方(60歳以降の任用のあり方、時差勤務、モバイル・ICT活用など)を検討する。

人事評価制度については、人材育成への活用を進められるよう制度の改正を検討する。また、高度化・専門化した市民ニーズに対応するためには、職員の専門性の強化も必要である。現在は特定分野に配置しているエキスパート(長期的専門職)は、専任分野・職員数が少ないなど課題があり、制度の改善を検討する。

土木・建築などの一般技術職や保健師・栄養士などの専門職の専門性の育成については、これまで各職場で業務を通じて行ってきた。しかしながら、業務の多様化・複雑化により、現場で技術を深める機会が減ったり、職場に同じ職種の職員がおらず、互いに専門性を高めていくことが難しいなどの状況もある。また公共施設・都市基盤の更新時期を迎え、一般技術職の職員数の確保は深刻な課題となっている。そのため、一般技術職・専門職の体系的な人材育成について、職員採用や業務の外部化のあり方と合わせて検討する。

## 6) 事務の改善・効率化

新たな公共課題や、変化し多様化する市民ニーズに的確に対応するため、組織体制・事務分掌の柔軟な見直しや業務の効率化を進める。個々の事業・施策を総合的に捉えたうえで、既存のサービス水準の見直しと新たな事業の創出を一体的に行い、限られた財源や人的資源を新たなニーズ対応の原資へとシフトさせていく。

新たな行政課題に直面した際は、過去の事案の検討経過や対応経過等を踏まえて、対応することで質的向上と効率化を図ることができると考えられる。過去の知見を適切に活かすため、**ナレッジマネジメント**の仕組みを構築する。

事務の高度化・効率化は先端技術の活用で画期的に進められると考えられるため、**RP**や**AI**(人工知能)などの先端技術の導入を検討する。

ナレッジマネジメントや先端技術活用のためには行政情報のデータ化が必要であり、紙による申請に代わり電子申請の対象を拡大させていく。また、複数課にわたる意思決定の迅速化や保存文書の検索性の向上、文書保管の省スペース化のため、電子決裁の導入についても検討する。